

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 都城市都北町7403番地  
氏 名 株式会社エコロ  
代表取締役 宮内 浩文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の許可を受けた者であることを証する。

都城市長 池田 宜永



許可番号 第10号

許可の年月日	令和6年4月1日
許可の有効期限	令和8年3月31日
取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、特定家庭用機器
許可の条件 1 運搬作業については、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないよう留意すること。 2 資源化につとめること。 3 都城市の一般廃棄物と他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物を混載しないこと。 4 産業廃棄物を市の処理施設へ搬入しないこと。	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。

ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。